

4月27日から6月30日の間に大阪府肥料価格高騰対策支援金 に申請済の方が対象です

大阪府肥料価格高騰対策支援金 (4～6月申請済の方への追加支援) 募集要項

■概要

肥料をはじめとする原材料価格の高騰により、生産コストが増加している府内農業者（個人又は法人）の方に、今後も営農を続けていただくため、「大阪府肥料価格高騰対策支援金（4～6月受付分追加支援）」（以下「府支援金」という。）を支給します。

■対象事業者・支給要件

令和8年4月27日から6月30日の間に募集した大阪府肥料価格高騰対策支援金（4～6月受付分）に申請済の方のうち、同支援金の支給要件を満たしている方

■支給額

販売金額の区分ごとに、以下の金額を支給します。

販売金額	支給額
100万円以上300万円未満	3,000円
300万円以上500万円未満	5,000円
500万円以上1,000万円未満	8,000円
1,000万円以上3,000万円未満	20,000円
3,000万円以上5,000万円未満	40,000円
5,000万円以上1億円未満	75,000円
1億円以上2億円未満	150,000円
2億円以上3億円未満	250,000円
3億円以上5億円未満	400,000円
5億円以上	525,000円

■申請手続

1 申請期間：令和8年7月29日（水）～9月4日（金）

※受付期間を超過した申請は、いかなる理由があっても一切受け付けません。

2 申請方法：原則、オンライン申請

※速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

(1) オンライン申請

手順1 利用者登録 ※登録済みの方は不要

- ・『[大阪府行政オンラインシステム](#)』から利用者登録をしてください。



手順2 申請内容の入力 ※事前に必要書類を準備してください

- ・ログインし、「申請できる手続き一覧」の「事業者向け手続き」を選択してください。
- ・「事業者向け手続き」の中から「大阪府肥料価格高騰対策支援金（4～6 月受付分追加支援）」を選択し、申請を開始してください。

【注意事項】

- ・利用者登録は、1 事業者あたり 1 回限りです。
- ・PDF や画像などの電子データで、内容が判別できる鮮明なものを提出してください。
- ・申請内容の入力は一時保存することができ、保存した内容は修正が可能です。
- ・申請を完了すると変更ができません。
- ・申請完了後、修正の必要が生じた場合は、「申請取下げ」のボタンは押さずに、事務センターまでご連絡ください。
※ご連絡の後、大阪府が差戻しの手続きをします。誤って「申請取下げ」のボタンを押すと、申請した情報が全て削除されて、再申請が必要になります。
- ・申請期間末日の午後 11 時 59 分までに申請完了（申請データの送信を完了）してください。

(2) 郵送による申請

オンライン申請が困難な方は、郵送による申請も受け付けます。

【送付先】〒542-0081 大阪市中央区南船場 4-3-2 ゼント心斎橋 6F
株式会社フューチャー・コミュニケーションズ内 大阪府肥料価格高騰対策支援
金事務センター

【注意事項】

- ・締切日までの消印有効です。
- ・書類に不備又は不足があった場合に再送付を依頼することがあります。
- ・オンライン申請よりも審査に時間を要します。

3 必要書類

【オンライン申請の方（個人・法人）】

	提出物	詳細
☐	システム上での申し込み	
☐	（振込先を変更する場合のみ）振込先の確認書類	3 ページ

【郵送申請の方（個人・法人）】

	提出物	詳細
☐	様式第 1 号（大阪府肥料価格高騰対策支援金申請書）	
☐	様式第 2 号（誓約・同意書）	
☐	（振込先を変更する場合のみ）振込先の確認書類	3 ページ

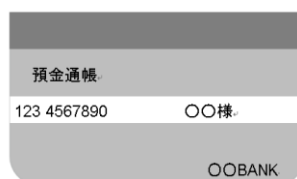
4 必要書類に関する注意事項

◇振込先の確認書類（該当者のみ）

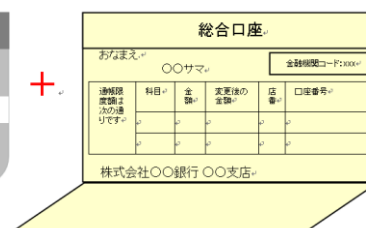
- ・以下の項目が確認できるよう「通帳の表面及び 1・2 ページ目の見開き部分」を提出ください。
- ・インターネットバンキングの場合は以下の項目が確認できる画面を提出してください。
- ・振込先口座は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。また、日本国内の口座に限ります。

- ☐ 金融機関名
- ☐ 支店名
- ☐ 預金種別
- ☐ 口座番号
- ☐ 口座名義人

・通帳のオモテ面



・通帳を開いた1・2ページ目



■ 府支援金の支給

1. 本支援金は、登録いただいた金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。文書や個別連絡による支給決定の通知は行いません。
2. 府支援金は、「フ・ノウセイシツ オオサカフカイケイカンリシヤ」の名義で、指定の口座に振り込みます。
3. 審査の結果、府支援金の不支給を決定した時は、文書又は大阪府行政オンラインシステムにて通知します。
4. 申込から支援金の支給まで1～2か月程度かかる見込みです。なお期間は目安であり、審査状況により前後します。

■ 重要なお知らせ

1. 府支援金の支給後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、大阪府は、府支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は府支援金を返還するとともに、違約金を支払っていただきます。
2. 申請後又は支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げの場合は、その旨を届け出てください。また、支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合も、その旨を届け出てください。
3. 申請内容に不備又は不足があった場合や支給要件を確認できない場合は、申請者に説明や追加書類の提出を求めます。説明をいただけない時や、指定する期日までに不備・追加書類を提出いただけない時は、当該申請は取り下げられたものとみなします。なお、提出いただいた申請書類等は一切返却いたしません。
4. 軽微な記入誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
5. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかった時は、申請者が府支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
6. 府支援金の支出事務を円滑かつ確実に実行するため、必要に応じて大阪府は申請内容に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
7. 前項に掲げるもののほか、個人情報の取扱いに関して、府支援金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が一部事務委託している事業者と共有いたします。ただし、その他の目的には使用しません。
8. 大阪府は、申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第 26 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
9. 申請いただいた情報は、府支援金の審査・支給に関する事務および府の施策検討、税務情報に限り使用し、他の目的には使用しません。

肥料価格高騰対策支援金の税務処理について ～正しく確定申告を行ってください～

肥料価格高騰対策支援金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上していただく必要があります。府支援金を受給された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようにご注意ください。

ただし、府支援金を含めた収入から経費を差し引きますので、府支援金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

支援金の不正受給は犯罪です！

虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者の皆様におかれましては適正な申請をお願いします。

■ 府支援金の申請等に関するお問い合わせ先

大阪府肥料価格高騰対策支援金事務センター

〔受付時間〕 午前９時００分から午後５時００分まで（平日のみ）

〔電話番号〕 ０１２０－７００－０６７

